

暫定排水基準について

1. 温泉排水に対するほう素、ふっ素の規制の経緯

1. 1 旅館業の用に供する施設への規制（特定施設への追加）

昭和 49 年 9 月の中央公害対策審議会の答申を受け、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）が昭和 49 年 11 月 12 日に公布、12 月 1 日に施行されたことにより、旅館業の用に供するちゅう房施設、洗たく施設及び入浴施設は、特定施設に追加され、排水規制の適用を受けることとなった。

1. 2 温泉旅館施設に対するほう素、ふっ素の排水規制

平成 13 年 7 月から旅館施設に対しほう素、ふっ素の排水規制が実施されているが、温泉旅館施設からの排水に対しては、以下のとおり暫定排水基準が設定されている。

[暫定排水基準設定の経緯]

暫定排水基準は H12 の答申にあるように技術的に困難な業種に対する経過措置で、平成 13 年の改正省令の施行の際、一律排水基準に対応することが困難と認められる業種に係る特定事業場に対しては、経過措置として、3 年間（平成 16 年 6 月 30 日まで）に限って適用する暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定した（40 業種）。その後、3 年毎の見直し（平成 16 年、平成 19 年、平成 22 年）により、現在、15 業種について暫定排水基準が設定されている。旅館業については温泉を利用する施設に限り、ほう素、ふっ素について暫定排水基準が設定され、その後、平成 16 年、平成 19 年、平成 22 年の見直し後も引き続き暫定排水基準が設定※されている。

※ ほう素 : 500mg/L

※ ふっ素 : 15mg/L（改正政令の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するもの）又は 50mg/L（温泉を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 未満であるもの又は改正政令施行の際現にゆう出していた温泉を利用するもの）

 < 「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について（答申）」 P.19、H12.12、中央環境審議会 >

このため、未然防止を含めた汚染の防止のために必要なレベルとして排水基準の速やかな達成を図ることを基本とするものの、排水基準を直ちに達成させることが技術的に困難な業種に係る工場等に対しては、経過措置として暫定排水基準値等を設定することが適当である。

2. 自然湧出温泉の取扱いについて

- 自然由来の有害物質については、自然由来かどうかにかかわらず有害物質として人の健康に及ぼす影響は同じであることから、従前より、利用された温泉の排水については排水規制の対象としており、引き続き、排水規制の対象とすることが適当ではないか。
- 自然湧出温泉の場合、人が利用しない温泉水が環境中に流出していることを考慮し、温泉の排水の規制を行うに当たっては、自然湧出以外の温泉排水については自然湧出の温泉排水よりも厳しい暫定排水基準値を検討することも一案ではないか。
なお、自然湧出として取扱うかどうかは、特例的な扱いの位置づけとなることから、限定的に運用することが適当ではないか。

3. 暫定排水基準値について

【ほう素】

- ほう素濃度の高い A 温泉については、計画排水量をもとに試算すると、排水濃度の平準化により、排水のほう素濃度を平均的には 100mg/L 程度に低減できることとなる。
- また、循環ろ過については、源泉の湯量が少ない等の場合に広く用いられており、その導入により、源泉使用量の削減による排水濃度の低減も期待できる。
- したがって、A 温泉施設において改修に要する期間や低減方策の導入可能性、排水濃度の変動を考慮し、ほう素の暫定排水基準値の見直しを行うことが適当ではないか。

【ふっ素】

- ふっ素については、温泉排水処理技術の実証試験を行っているところであるが、導入には様々な課題を有している状況である。したがって、全体として暫定排水基準値を下げることは困難であると考えられる。
- 一方で、現在、ふっ素濃度が最も高い C 温泉は自然湧出であり、それ以外の温泉の排水濃度は 30mg/L 以下である。このため、自然湧出とそれ以外のものについて区分し暫定排水基準値を定めることとするならば、自然湧出以外の温泉における排出実態を踏まえ、自然湧出以外の温泉については暫定排水基準値を下げることも一案ではないか。

4. 旅館業以外の温泉利用施設の取扱いについて

【日帰り温泉】

- 一般公衆浴場（銭湯、風呂屋）からその他の公衆浴場（スーパー銭湯、健康ランド等）まで施設規模、排水量、温泉水以外の水利用実態も様々であるが、旅館業以外の施設における排水濃度は、最大、ほう素で 300mg/L 以下、ふっ素で 30mg/L 以下となっている。

- 一方、上記の排水濃度レベルよりも高い濃度で暫定排水基準が設定される場合には、仮に日帰り温泉を特定施設に追加したとしても実質的に排水規制の対象となる施設はないこととなる。また、特定施設に追加すると、温泉排水の処理等を行わないにもかかわらず、特定施設の設置の届出義務などが課されることとなる。

- このため、他の特定施設との公平性等の観点から、今後、さらにほう素・ふっ素の暫定排水基準値の見直しを行う際、特定施設として追加することについて検討することが適当ではないか。

【介護福祉施設・病院等】

- 実態調査では、高濃度の源泉を利用している施設であっても、比較的小規模な浴槽が用いられ、温泉水以外の水利用比率も高いことから、排水濃度が平準化されている場合も見られ、一般的には排水濃度が低い可能性があると考えられる。
このため、特定施設へ追加するかどうかはさらに調査を行うことが適当ではないか。

【温泉スタンド等】

- 浴用以外の利用については、排水量が少ないものや常時排水が生じないものなど、環境中への負荷は相対的に小さいことから、現時点で特定施設へ追加する必要はないのではないか。